

組合員の皆様へ

出資証券不発行に伴う証券の廃止について

日頃より当 J A の事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当 J A では組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、出資証券を発行させていただいておりますが、持分譲渡や脱退等のお手続きの際には、出資証券のご提出をお願いしており、お手数をおかけしております。

一方、全国的に債権・株券等の電子化に伴う証券廃止の流れが進む中、当 J A におきましても 令和元年 10 月 1 日より出資金の電子管理に移行し、出資証券を廃止することにいたしました。

出資証券の廃止に伴い現在お持ちの出資証券は無効となりますが、お預かりしている出資金ならびに組合員としての権利等には何ら変わりはなく、今後も電子データにより厳格な残高管理を行うとともに、下記のとおりご対応させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 移行日時点の出資金残高につきましては、令和元年 10 月～11 月の間に通知書の郵送を予定しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。
2. 移行日以降、現在お持ちの出資証券は無効となります。回収はいたしませんので、上記 1 の通知書による出資金残高の確認後、ご自身で廃棄をしていただきたく、お願い申し上げます。
3. 以前発行しておりました組合員証（カード）につきましては、平成 22 年 2 月末をもって廃止しておりますので、お持ちの方はお手数ですが、出資証券と併せ、ご自身で廃棄をしていただきたく、お願い申し上げます。
4. 出資金残高は、毎年 5 月開催の通常総代会終了後に郵送いたします「配当金お支払い・出資金残高のご案内」にてご確認いただけます。また、組合員の皆様からのご請求時には「出資金残高証明書」を随時発行いたします。

令和元年 7 月 吉日
厚木市農業協同組合
代表理事組合長 大貫盛雄